

平成31年1月18日

白河市教育委員会

1月定例会会議録

平成31年1月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 平成31年1月18日(金)
開 会 午後3時30分
閉 会 午後4時42分

場 所 白河市役所全員協議会室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

議案第1号 白河市立図書館規則の一部を改正する規則

議案第2号 白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 金子 英昭 2番委員 鈴木 きよ子
3番委員 永山 均 4番委員 沼田 鮎美

○ 出席説明員

教 育 次 長	菊地 浩明	教 育 総 務 課 長	水野谷 茂
学 校 教 育 課 長	根本 秀一	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田崎 修二
中 央 公 民 館 長	橋本 薫	図 書 館 長	田中 伸哉
健康給食推進室	藤田 和宏		
学校教育課主幹兼課長補佐	井上 健一		
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長	加藤 正行		
図書館副主任司書	坂内 やよい		

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 宮尾 宏樹 教育総務課主事 鈴木 英里

【午後 3 時 30 分開会】

○**教育長** これより平成 31 年白河市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定

○**教育長** これより日程に入ります。日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○**教育長** 次に日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、鈴木教育総務課主事を指名します。

日程第 4 教育長報告

○**教育長** 次に日程第 4、報告事項に入ります。私から報告いたします。

改めまして、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

新しく沼田委員をお迎えして、今年も白河市の教育の充実・発展のために、教育委員の皆さまと協力しながら、教育行政を推進していきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

5 点報告いたします。まず 1 点目ですが、1 月 8 日より 3 学期がスタートしました。冬休み中に関辺小の児童が交通事故に遭い、とても心配しましたが、命に別状がなかったことで胸をなで下ろしたところです。3 学期は、まとめ・進路指導と新年度の準備の学期です。児童生徒に対しては、当該年度で身に付けるべき学力をしっかりと保証し、生徒の希望する進路を実現させ、1 年間の児童生徒の成長を認めてあげることが大事です。また、新年度の準備では、進級進学する心の準備をさせることが大切で、5 年生ならどんな 6 年生になりたいのか。中学生ならどんな先輩になりたいのか。「構えをつくる」学期です。学校運営については、本年度の反省と見直しを行い、大事なものは継続したり新規に取り組んだりし、なくして良いものは思い切ってなくしたり、統合したりすることが求められます。また、今日増加している特別な支援を要する子どもへの対応も 4 月からすぐできるよう、事前に面談を行うなど、よりよいスタートがきれるよう準備が必要になります。このようなことを今月 15 日の市内小中学校の校長会議において校長先生方に話しました。

2 点目ですが、インフルエンザが小中学校で流行し始めました。今週すでに、白河一小と白河二小、そして小野田小でそれぞれ一クラスずつ学級閉鎖になりました。空気が乾燥していますので、うがい手洗い、換気を徹底し、これ以上の感染を防ぐよう指導していきたいと思っております。

3点目ですが、委員の皆様にも参加していただいた成人式が13日無事終了いたしました。コミネスを会場として市内一斉の式として3回目の成人式でしたが、出席した新成人たちはふざけることもなく、和やかな式となりました。

4点目ですが、15日の午後、市議会の教育福祉常任委員の皆様方と6名の校長先生方と意見交換会を開催いたしました。これは、市議会の常任委員会より、小中学校長とお話する機会を作ってほしいと申し出があり、行ったものです。なお、校長先生方は人数が多いので4つのグループに分かれ、今後年間を通して3回行う予定であります。今回の議題は、「小中連携」と「教育環境整備への要望」でしたが、現場の校長先生方と意見や情報を交換いたしました。

5点目ですが、15日、表郷中学校加藤真理子教諭が、文部科学大臣優秀教員表彰を受けました。国語の学力の向上は勿論のこと、ビブリオバトルで読書の指導を行うなど、国語の指導力が優れていることから表彰を受けました。以上、5点を報告いたします。

日程第5 議事

- 教育長** 次に日程第5、議事に入ります。議案第1号「白河市立図書館規則の一部を改正する規則」を議題といたします。内容の説明を求めます。

- 図書館長** 議案1ページをご覧ください。「議案第1号 白河市立図書館規則の一部を改正する規則 白河市立図書館規則（平成23年白河市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する」。新旧対照表は11ページがございます。なお、概要につきましては、当館の坂内からご説明さしあげます。

- 図書館坂内副主任司書** 白河市立図書館規則の一部を改正する規則の概要について、説明させていただきます。まず制定理由につきましては、追加資料をご覧ください。現在第6条で定められております図書館の休館日及び休館期間につきまして、特別整理期間が「3月から4月までの間において」とされておりますが、市内小中学校の春休みと重なり利用者も多いことから、その文言を削除し別の期間に行えるよう、白河市立図書館規則を改正してよろしいか伺うものです。また、併せて現在運用している中で、様式内の不要部分や現在の運用に沿わない文言の変更・追加削除等を行い整理してよろしいか伺います。変更内容につきましては、11ページの新旧対照表をご覧ください。表中の「白河市立図書館（4）特別整理期間 3月から4月までの間において教育委員会の承認を得て、館長が定める期間」とされておりますが、下線の部分を削除し、「白河市立図書館（4）特別整理期間 教育委員会の承認を得て、館長が定める期間」といたします。また、2ページをご覧ください。様式内の文言の変更・追加削除について説明させていただきます。まず第1号様式「図書館資料紛失・損傷届」ですが、「分類番号」「代替資料名」「引取希望の有無」などの文言を追加しております。次に3ページをご覧ください。第2号様式「図書館利用登録申込書」ですが、新システムへの移行に伴い、入力項目が一部変更となります。パスワードの申請の文

言等について変更しております。次に4ページをご覧ください。第4号様式「図書館団体貸出申込書」ですが、パスワードの申請の有無を聞いておりましたが、団体貸出につきましてはパスワードの申請を行なっていなかったため、その部分を削除しております。次に5ページをご覧ください。第5号様式「図書館資料寄贈届」ですが、「広報紙に掲載する・しない」との文言がありましたが、現在使っていませんので削除しております。次に6ページをご覧ください。第6号様式「地域交流会議室利用許可申請書」ですが、一部文言また利用器具につきまして詳しい内容を記載しております。次に7ページ「地域交流会議室利用許可書」につきましても、「許可の条件」のところに文言を増やしております。次に8ページをご覧ください。第8号様式「地域交流会議室利用許可変更（取消）申請書」ですが、利用時間のところで分の単位までつけていましたが、現在30分単位という使用をしておりませんので、そちらを削除しています。同じく、9ページの第9号様式「地域交流会議室利用許可変更（取消）許可書」に関しましても、時間のみとする変更となっています。以上が各様式の文言の追加削除を行なったものとなります。

- 教育長** ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。
- 永山委員** 基本的なことだが、第1号様式から2・4・5・6・7・8・9号様式の追加削除の説明があったが、議案第1号「第1号様式及び第2号様式を次のように改める。」ということであれば、4・5・6・7・8・9号様式も必要ではないか。
- 図書館坂内副主任司書** 説明が抜けていた。4ページに「第4号様式から第9号様式を次のように改める。」と記載している。
- 永山委員** なぜ4ページにあるのか不思議。
- スポーツ振興課長** 前職で文書法規をやっていたが、この書き方が正しい。第3号様式がまったく変わらないので、まず1号・2号様式がこのように変わると示してから、4号からをこのように示すようになる。
- 永山委員** 「議案第2号」にはならないのか。
- スポーツ振興課長** 規則の中に入っているため、議案としては1号。
- 教育長** 「第1号様式及び第2号様式を次のように改める。」の下に空欄があるが、つながっているということ。
- 鈴木委員** 新旧対照表中の特別整理期間「3月から4月までの間において」を削除することだが、各館に任せるといふことか。

- 図書館長** 今回の説明のとおり、3月から4月までと限定してしまうと、春休みにかかったりして、今は各館ごとにずらして日程を調整しているが、かなり苦しい。4月は人が変わったりすると実際の作業は困難。枠は外すが、調整は今までどおり4館で行なう。できるだけ春休みには開館できるようにする。
- 鈴木委員** やはり春休みは子ども達が多く利用するので、春休みまでにはオープンさせてほしい。
- 図書館長** 今回の提案は弾力的に行なえるように、3月から4月までというのをはずした。
- 沼田委員** 何月ごろに行なう予定なのか。
- 図書館長** ある程度業務に習熟してから、また、図書館の利用が統計的に少ない時期を考える。夏休みの最初とかは絶対にありえない。実際にもう少し確認するが、それほど違う時期にはやらない。
- 沼田委員** たとえば市立図書館は6月だけ表郷図書館は9月、というようにばらばらに行なう可能性もあるのか。
- 図書館長** そういう方法も取れないことはないだろうが、蔵書点検を最後締めなければいけないので、あまり離れすぎてしまうとそれがやりにくくなる。
- 金子委員** 2ページの第1号様式について。下の方に<注意>と括弧書きしてある部分、これは変更していないと思うが、あとで見つかった場合もお返しできないとあるが、こういうものなのか。それから第2号様式、「連絡先②携帯電話（本人・父・母・保護者）」とあるが、「保護者」は父・母以外の保護者を想定しての文言と理解しているのか。また4ページ「図書館団体貸出申込書」の下の「申込みには」の中ほどに「申請者本人の住所及び氏名を確認できるもの」とあって、下の欄を見ると「申請者名」というのはあるが、「申請者の住所」というのはない。ここはどうなのか。8ページと9ページ、これは表現のちょっとした違いで、これでいいのかわからないが、括弧書きの取消で上の方は「し」が入っていないが、下の方は「し」が入っている。両方あるんだろうと思うが、どうか。
- 教育長** それでは2ページから。図書館長。
- 図書館長** 弁償していただいた本は、やはり利用されている本なので、できるだけ早く利用したい。返してくれといわれても、その段階ですでにビニールコートをしてしま

っているので、返すのが不可能。

○金子委員 もらったときの状態とは変わっているということか。

○図書館長 変わっている。ビニールで閉じてラベルを貼ってしまうと現状復帰するのはかなり困難。失くしたという方については、できるだけ元のものが戻ってくることが嬉しいので、しっかり探してほしいということを、紛失届を出した方に伝えている。ビニールコートをしたりラベルを貼ったりと手間とコストがかかっている。買って来たものをそのまま図書館に出すわけではないので、こちらとしてもその手間を省きたい。

○金子委員 人によって違うと思うが、形がそのようになってても返してほしいといわれた場合、今のような説明で納得するのか。

○図書館長 今までの例で言うと、返してほしいとおっしゃった方はいなかった。可能性としてはゼロではない。

続いて、連絡先の件だが、子どもに多いが、自分が携帯電話を持っていない場合、お父さんお母さん、あるいはお父さんお母さん以外の保護者の方の携帯電話を登録する場合がある。予約の本の連絡や督促の連絡などするときには、属性がある程度わかっていると、連絡のときに色々配慮しながら話ができる。

それから4ページ、団体貸出なので、団体の所在地が登録できればいいと考えている。ただ、申請者がどちらにお住まいなのかは一応チェックさせていただいている。

○金子委員 その欄はなくていいのか。

○図書館長 申請者の住所はデータとして登録しない。団体の住所がわかれば、最初に登録するときだけ確認させていただく。どういう方が申請したのかを確認するだけ。

○金子委員 これは、記入をしてほしいということではなく、確認できる者が必要だということではよろしいか。

○図書館長 そういう意味だ。

8ページ・9ページの「取消」についてだが、文書法規に確認させていただいているので、タイトルのところで「し」をはずすのと、文面で「し」がついているのは何かあるのだろう。

○スポーツ振興課 文書法規は今回修正する部分を見る。タイトルはなるべく短くするので「し」を入れない形で、下の方にきて「し」がつくのは文言の流れの中でのことだろうと思う。

○**教育長** では、そちらと確認して、これでよければこれで、統一すべきなら統一する。

○**図書館長** やはり、タイトルと文章の中で分けているようだ。

○**金子委員** 私もそう考えたが、タイトルはそうするのなら、8ページの「5 変更（取消し）内容」は文の中に入っていないように私は思う。再確認していただいて、詳しい方がこれでいいと言うのならそれでいいと思う。

○**教育長** ほかにありますか。よろしいですか。これより、採決いたします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「白河市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。内容の説明を求めます。

○**学校教育課長** 白河市立小学校及び中学校管理規則（平成17年白河市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。第14条第1項第2号中「8月24日」を「8月19日」に改め、同項第3号中「12月24日」を「12月25日」に改める。手元に資料があると思うが、「平成30年度以降の教育課程について」ということで、外国語活動の時数が、トータルで35時間増える。29年度から30年度にかけて15時間増えている状況。それが時間割にどう影響するかというのが下にあるが、結果的に6校時が増えているという状況。2ページにいて、課題として「(1) 6校時の授業日が増え、児童の負担が増加している。」(2) は飛ばして「(3) 6校時の日が多くなり、教員が授業の準備や個別指導をする時間を確保できない。(4) 平成32年度から小学校外国語活動、外国語の時数がさらに年間20時間増となる。」ということで、授業時数を確保するとともに、6校時の日を減らしたい。対策の「(1) 行事の見直しと行事の練習時間など、時数の取扱いの見直しを一層推進する」ことを行ないながら、「(2) 長期休業を短縮する。」夏季休業期間を5日間短縮する。終わりの日が8月24日から19日になる。冬季休業期間の始まりが24日から25日になり、トータル6日間の短縮を行なう。課題(2)にあたるが、来年度は10連休があり授業日数が非常に不足する。本来だと32年度の改正を考えていたが、来年度に向けての改正となる。13ページは改正前と改正後、説明したとおりとなっている。

○**教育長** ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

県南域内の9つの市町村全て同じ歩調で行なう。保護者への説明は2月に文書で出したいと思っている。夏休みが短くなって子ども達は楽しみがなくなって申し訳ない

が、授業日数を確保するため。来年度は10連休があるし、次の年は外国語活動がさらに増える。土曜日に授業をやっていたときと同じ授業時数に戻ってしまう。このような形で、管理規則を変えてやっていきたいというもの。

○**金子委員** 前に会議の席で意見を言わせてもらったことがあるので確認。真夏の日に5日間授業を増やして、6校時の負担を減らそうとしているのはわかるが、真夏に5日間延ばした分だけその日も5校時になったり6校時になったりするのはいえるので、そこはじっくり様子を見ながら、現場の声を取り入れながら、改善すべき点があったらそういう事実を把握して、いいアイデアがそのとき出たらぜひ考えてほしい。

あとこれは議案第2号の内容ではないが、最後のページに制定理由に、別紙でもらった資料の文言もそうだが、「児童の負担」とあるが中学校も対象としているので「児童・生徒」とした方がいいと思う。

○**教育長** 夏休み明けの授業の持ち方については校長先生も考えているところ。たとえば小学校だと水泳記録会にするなど。これから一年間やってみて検証してどのような形がいいのか考えなければいけない。それから、夏休みが5日間短くなるので、宿題の量も負担過重にならないように考えなければいけない。一年間やってみて検証して問題点等出てくると思うが、現場と連携しながらやっていきたい。

これより、採決いたします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○**教育長** 次に日程第6、「各課所報告」に入ります。各課所の取り組みや課題など、説明が必要と思われる事案についてご報告いただきます。

それでは、教育総務課よりご報告をお願いします。

【各課所長より下記案件について報告】

No.	所属名	件名
1	教育総務課	・成人式について ・第24回中山義秀文学賞贈呈式・受賞記念講演会の開催について
2	学校教育課	・白河市立小学校・中学校の卒業式について ・白河第三小学校授業公開について

○**教育長** これより一般質問に入ります。ただいまの教育長からの報告及びお手元にある

報告事項並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○**永山委員** 卒業式の式歌について。12月の定例会で、校長会で諮るということだったが、その中で意見は出たか。

○**学校教育課長** なかった。

○**永山委員** 3年前に定例会で同じような質問が出たときにやはり一覧表をいただいた。そのときは平成24年度の調査で、「揚げば尊し」を歌わない学校が5校あった。今回の29年度は1校に減っている。そうすると、そのときに同じような提案があったのではと推測する。逆に「蛍の光」は、歌わない学校が増えている。異議がないのであれば、全ての学校が歌うはず。前は同じような提案をしたが、1校だけ歌わないという結論を出した。

○**教育長** これから卒業式の式歌について原案が出てくると思うが、「揚げば尊し」は必ず歌う、「蛍の光」は「旅立ちの日に」など新しい曲に変わる可能性もある。原則としているが、「揚げば尊し」を優先しているという形になるかもしれない。

○**永山委員** 卒業式で「揚げば尊し」を歌うべきではないと考える校長先生もいらっしゃるのか。

○**学校教育課長** 儀式ではあるが、最後の子ども達の学習の場、発表の場ということで、これまでの子ども達の学びを発表する場にしたいという願いの校長先生もいらっしゃる。それでもやはり白河市の学校であるので、ということで市では定着している。

○**永山委員** 24年度から29年度の流れを見るとあまり変わっていない。前年度がこうだったから今年も、という学校がほとんどなのではないかと感じる。

○**学校教育課長** 調べていないので把握はしていない。今回は全部の学校で「揚げば尊し」を歌う。

○**教育長** 今回は明確に書いて出した。たぶん今までは口頭だった。校長会には校長先生しか出ていないので、校長が変わると前の学校のやり方でやるというのものもあるだろう。また、卒業式に対する考え方は校長先生によって違うので、全て強制的にするのはできない。ある程度目安は出したので、その範囲の中でやっていただければと思う。

○**金子委員** 告辞・祝辞等について。担当の方が書いてくれるが、間違いがある。発議のときは、誤字脱字や間違いなど訂正されて通っている。清書の段階は担当が単独でやっているのだろう。清書してきちんと作って折りたたんでくれる。そのチェックは

担当以外は入らないと推測する。発議は見るが、できたものは見ない。だから間違いが生じる。それでは気の毒だと思う。みんなに渡したあとにまた直さなくてはいけない。そういうのが何件かあったので、清書したものに対して複数の目で見た方がいいと思う。

○**学校教育課長** 昨年度の問題点がいくつか残っているので、慎重にやりたいと思う。

○**教育長** ほかにありますか。これにて一般質問を終わりにします。

日程第6 その他

○**教育長** 次に日程第6、その他に入ります。各課所の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。今回次第にはありませんが、人事案件が2件あります。(ここで資料配付) こちらは人事案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○**教育長** 非公開ということでよろしくをお願いします。

(非公開)

○**教育長** 案件は以上ですので、これで白河市教育委員会1月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午後4時42分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

平成31年2月14日

教育長

1番委員

2番委員

3番委員

4番委員